

毎週 火曜日・金曜日（祝祭日に当たるときは翌日発行） 発行人 大分県 編集 九州凸版印刷株式会社 （定価 一箇年 三万八千八百八十円）

大分県報

令和元年
九月三十日
号外
(三三)

(月 曜 日)

目次

告示

個人番号利用事務実施者である知事が適当と認める書類等を定める規程の一部改正……………一

○告示 示

大分県告示第二百十六号

個人番号利用事務実施者である知事が適当と認める書類等を定める規程（平成二十七年大分県告示第七百十八号）の一部を次のように改正する。

令和元年九月三十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

第二条中「八十九の項又は九十七の項」を「九十八の項又は九十九の項」に改める。

附則

この告示は、令和元年十月一日から施行する。

令和元年九月三十日

大分県報号外（告示）

一